

GIGAスクール時代のネットリテラシー 3

ちよ さく けん
著作権と
プライバシー



監修 遠藤美季

1 章

著作権について 考えよう

マンガのキャラクターやアニメの動画、有名人の写真、音楽など他人の作品を、勝手に使用してはいけず知っていますか？ このよ
うな作品は「著作権」という権利で守られています。



PART 01

著作権って何？



著作権とは著作者を守る権利

小説やマンガ、音楽、アニメ、ドラマ、映画、ゲームなどの作品。これらは作った人の考えや気持ちなどを自分で工夫して表現したものです。このような作品を「著作物」、著作物をつくった人を「著作者」、法律によって著作者に与えられている権利を「著作権」といいます。

著作権の保護期間（→P.13）は、原則として著作者が作品をつくってから、著作者の死後70年までになります。例外として、たとえば著作者名が出ていない無名のものや、団体名義のもの、映画などは、作品の「公表後」70年までになります。その間、著作物は勝手につかわれないう、法律で守られているのです。

著作物は、デジタル技術の発達により、だれでも簡単にコピーしてつかうことができるようになりました。しかし、著作者の許可なく勝手につかうことは「著作権侵害」となり、法律で罰せられることもあります。著作権について正しく理解して、ネットをつかうようにしましょう。



著作者の持つ権利

著作権は、著作物の財産的利益を守るための権利です。この権利をつかうことで、他人に勝手に著作物を利用されることを防いだり、自分の著作物を利用したいという人から利用料を得るような契約を結んだりすることができます。

著作者には、この著作権のほかに「著作

ここで、こういった名前で発表するのかを決めたり、内容を勝手に変更されたりしないための権利です。簡単に言えば、著作者の心情や名誉などを守る権利です。

また、著作者以外に、音楽の演奏家や映画俳優、レコード会社やテレビ局など、著作物の内容を伝えるうえで大事な役割を持っている人には、「著作隣接権」という著作権に似た権利が認められています。

著作権

著作物の財産的な利益を保護する権利で、譲渡・相続することもできる。

- 複製権…著作物を印刷・録音・録画などでコピーする権利
- 上演権・演奏権…著作物を多くの人前で上演したり演奏したりする権利
- 上映権…著作物を多くの人前で上映する権利
- 公衆送信権・公の伝達権…インターネット、テレビ、ラジオ、有線放送などで情報を発信する権利

その他に、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳・翻案権、二次的著作物の利用の権利がある。

著作者の権利

著作者人格権

著作者の人格的な利益を保護する権利で、著作者だけが持つ（譲渡・相続はできない）。

- 公表権…著作物をいつ・どこで発表するか決める権利
- 氏名表示権…氏名を表示するかしないか、表示する場合は本名かペンネームかを決める権利
- 同一性保持権…著作物の内容などを勝手に変えられない権利

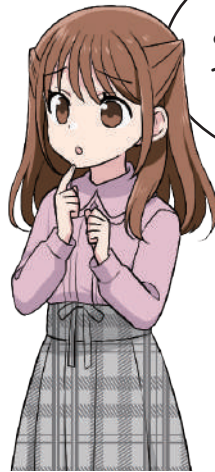
PART 02

著作権のトラブル

著作権にかかわる
いろいろなトラブルが
あるんだって…。



どんなことに気をつけたらいいのかな？



知らなかったではすまないのが著作権！

著作権で守られた著作物を勝手につかうことを「著作権侵害」といい、著作者に訴えられて損害賠償請求をされたり、法律で罰せられたりすることもあります。著作権に関するルールについて知っていたかどうかは関係ないので「知らなかった」というのは言いわけになりません。

「ネットで匿名なら、バレないだろう」と考えて、勝手に他人の作品をつかう人もいます。しかし著作者が情報を知るための手続き（「発信者情報開示請求」→P.59）をした場合、自分の名前や住所が著作者に伝えられることもあります。

著作権侵害のペナルティ

●民事責任

【差止請求】 侵害行為をやめさせる

【損害賠償請求／不当利得返還請求】

侵害行為により受けた損害や

得られるはずだった利益の請求

【名誉回復措置】 謝罪文を掲載させるなど

●刑事責任

【個人】 10年以下の懲役または1000万円

以下の罰金（もしくはその両方）

【法人（会社など）】 3億円以下の罰金

著作権のギモン
Q1

一般の個人ブログやSNSにも著作権はある？



ネットで検索をすれば、自分が調べたい内容と関係のあるページがたくさん出てきます。そこに出てくるのは、新聞社や出版社などの企業や専門家が発信する記事だけでなく、一般の人が書いたブログやSNS内の文章など、さまざまです。

では、一般の個人ブログやSNSに書かれている文章にも、著作権はあるのでしょうか？



丸写しの調べ学習がコンクールに!?

A君に聞きました

夏休みの調べ学習で「星座」について調べているとき、ネットでわかりやすくまとめているブログを見つけたので、こっそり、丸写しして提出したんだけど……。

その後

調べ学習の内容を先生が気に入って、コンクールに応募することになった。結果、見事コンクールに入賞！
「ぼくも家族も先生も、みんなが喜んでくれたけど「これってブログの丸写しじゃない？」「著作権侵害だ！」と大問題に……。



こんなとき、どうする？

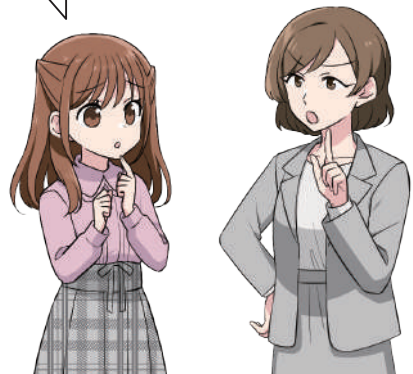
許可がなければNGです！ 動画での発言も著作権で守られます。

映像や音楽だけでなく、ラジオや動画での発言も著作権で守られます。「文字起こしサイト」の多くは、出演者や制作者に許可をとっておらず、著作権を侵害しているので注意しましょう。自分で動画の書き起こし内容をアップしたいときは、著作者に許可をとりましょう。

もちろん、自分の好きな動画のURLをSNSで紹介することは問題ありません。友だちにおすすめの動画を教えたいときには、共有機能をつかうかURLを伝えましょう。

おもしろい文字起こしサイトたまに見るけど…。

それは元の動画がおもしろいから。違法コンテンツは見ないように！



何が起きていた？

Fさんは、動画配信者のSNSをフォローしたうえで、動画の発言を自分で書き起こしたサイトを宣伝していました。悪気はなく、応援のつもりでしたが、それは著作権を理解していない行動でした。結果、動画配信者はすぐにFさんのサイトを知り、怒って連絡してきたのです。



対策

- 動画内の発言も著作権で守られている。勝手に文字に書き起こしてネット上に公開しない。
- 友だちにすすめるときは、サイトの共有機能をつかうか、動画のURLを直接伝えるようにする。

コラム ファンアートと著作権

ファンアートって違法なの!?

「ファンアート」(二次創作)とは、マンガやアニメ、ゲームといった作品のファンがつくった、キャラクターのイラストや、独自の設定などを加えてつくられたマンガなどをいいます。

SNS上ではたくさんのファンアートが見られますが、著作者の許可なく投稿していたとしたら、それは著作権の侵害となります。

いっぽう、絵をまねして描いて自分だけで楽しむのは「私的使用のための複製」(→P.13)にあたるので、問題ありません。



作品によってはSNS投稿もOK?



作品によっては「ファンアートを投稿するときのルール」を設け、それを守っていればSNS投稿ができる場合もあります。最近では、ファンアートがきっかけで人気が出る作品も多いため、SNS投稿を許可するケースも多いようです。ファンアートを投稿したいときは、まず元の作品を検索して、公式サイトをチェックしてみましょう。

ニュースになった 著作権侵害

中学生が違法アップロード 未成年でも逮捕!



2010年6月、名古屋市に住む14歳の中学生が逮捕されました。逮捕の理由は動画共有サイトへの違法なアップロード(アップ)。まだどこにも公開されていない人気マンガの新作を無断でアップし、無料で見られるようにしたことで、ネットでは「神」とよばれていました。この中学生がアップした動画はわずか4本ですが、約4カ月の間に再生回数は合計800万回以上におよびました。

未成年であっても、著作権侵害が犯罪だと知らなかったとしても、このように逮捕されることがあるのです。

「犯罪なんてひとごとだ」と思っている人もいることでしょう。実際にニュースになった事件を見たら、あなたはどうか感じますか？

ファスト映画配信で 5億円の賠償命令

2021年6月、映画を無断で短く編集した「ファスト映画」を動画サイトに投稿した20~40代の男女3人が、著作権法違反で逮捕されました。ファスト映画の投稿者が捕まったのは、これが全国初とされています。

彼らは執行猶予付きの有罪判決を言い渡され、さらに2022年には大手映画会社など13社から「著作権を侵害された」と訴えられ、5億円の支払命令が出されています。被害総額は20億円といわれています。今回の請求は全体の一部にすぎません。



ネタバレサイト運営者 逮捕され有罪判決に

2017年7月から9月にかけて、人気マンガの最新作をネットで公開する「ネタバレサイト」の運営者が相次いで逮捕されました。東京などで先行発売される雑誌をスキャンし、アップして広告収入を受け取っており、7月に逮捕された男女2人組は、約3年間で少なくとも3億円を手にしていました。

表現を変えても内容が同じなら 著作権侵害の対象になる!

感動的なストーリーを、静止画とテロップ(字幕)で紹介する人気動画の内容が、ブログサイトで勝手につかわれたとして、動画投稿者が発信者情報開示請求(→P.59)をした例があります。

ブログの記事は元の動画のテロップとは違う表現になっていましたが、内容はほぼそのまま。裁判所も「(文章の入れ替えなどはあるが)ほぼ同じ内容を表現している」と認め、著作権侵害にあたると判断しました。



この逮捕劇がきっかけとなり、たくさんのネタバレサイトが自動的に閉鎖されました。違法アップロードは犯罪だと知っていて、運営している管理者がそれだけ多いのです。

こうして、2021年9月6日、大阪地裁は動画投稿者による発信者情報開示請求を認めました。

オリジナルの作品から表現を変えたとしても、伝わる内容が同じであれば著作権侵害にあたるとされています。





プライバシーって何？



ネットにおけるプライバシーの重要性

「**プライバシー**」とは、他人に知られたくない私生活の情報のことです。ネットでは、他人に知られたくない秘密や家族のことなどを不用意に書いてしまうと、「**拡散**」されてしまうことがあります。

とくに、プライバシーの問題が起これやすいのはSNSです。何気ないつぶやきや画像などの投稿から、つかっている人の氏名や学校名、いつだれとどこにいたかなど、簡単に知られてしまいます。また、自分だけでなく、他人のプライバシーにかかわる情報を公開してしまい、トラブルに発展することもあります。



【拡散】
SNSの共有機能などを利用し、ネット上に情報が広がること。

「プライバシー」と「個人情報」の違いは？

プライバシーと似た言葉に「**個人情報**」があります。プライバシーが、「他人に知られたくない情報」であるのに対し、個人情報とは、名前や生年月日、住所、メールアドレスなど、「その人を特定できる情報」のことで、多くの場合、個人情報も他人に知られたくない情報として、プライバシーにふくまれます。

代表的な個人情報の例

● 名前	● 生年月日	● 性別
● 住所	● 電話番号	● 学校名
● 学歴	● 職業	● 家族構成
● 指紋	● 声紋	● 顔写真
● メールアドレス	● マイナンバー	
● SNSのアカウント名	● パスポート番号	

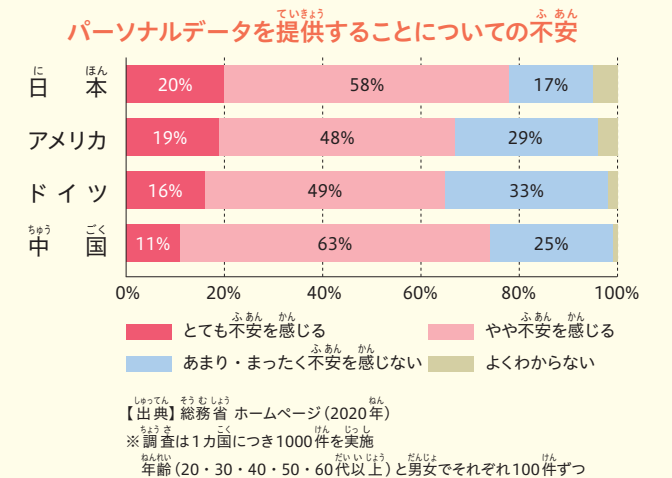
自分のプライバシーを守るために注意すること

プライバシーにかかわる情報をネットに書いてしまうと、悪い人に利用される危険性があります。たとえば、嫌がらせにあたり、なりすましの被害にあった

り、場合によっては個人情報が犯罪に利用されたりする危険性もあります。ですから、SNSなどに気軽に個人情報を書くことは絶対にやめましょう。

国ごとのプライバシーへの意識

右のグラフは、アプリやネットサービスをつかうとき、個人情報やプライバシーにかかわる「パーソナルデータ」を企業などに渡すことに不安を感じると答えた人の割合です。日本人は他の国の人たちよりも、パーソナルデータを渡すことに不安を感じている人が多いのがわかります。



PART 02

プライバシーを守るには

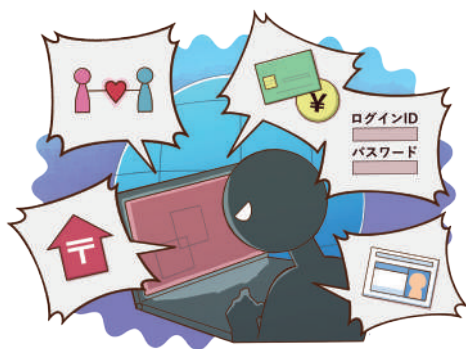


身近な例を通して、プライバシーを守る方法を考えよう！

プライバシーを守るには、具体的にどう行動すればいいのでしょうか？

自分では気をつけているつもりでも、プライバシーにかかわる情報は、ちょっとした不注意から簡単に他の人に知られてしまいます。また、悪い人がネットを利用してあなたのプライバシーを盗もうとしてくることも、めずらしいことはありません。そして一度ネットに流出してしまえば、取り消すことはできないのです。

ここからは実際に起きたケースとともに、プライバシーを守るためには何をすればいいのか、一緒に考えてみましょう。



プライバシーを守るために、もう一度読み直そう！

- ▶ セキュリティを確認しよう(→1巻)
- ▶ ネットを安全につかうコツ(→1巻)

プライバシーのギモン Q1

学校のタブレットやパソコンを学習以外につかってもいいの？



学校から配布されたタブレットやパソコン。みんなが楽しく安全につかえるように、必要なサイトやアプリ以外は、アクセスできなくなっているものも多々あります。

しかし、もし学習に関係ない動画やゲームのサイトが見られることを知ったら、どうしますか？学習以外の目的でつかってもいいのでしょうか？



こっそり動画サイトを見ていたら…

A君に聞きました

学校から配布されているタブレットで、友だちが動画サイトを見ていたんだ。「制限かかってないの？」と聞いたら、「このサイトは見られる。他にもいいサイトあるよ」と教えてくれた。先生の注意を思い出して迷ったけど、おすすめサイトを見るようになったんだ。

その後

あるとき、こっそり動画サイトを見ていたら、急に「あなたの端末をロックしました。解除するには個人情報(パスワード)の入力を」とアラート(警告)が出て、画面が動かなくなっちゃった。どうしたらいい!?



こんなとき、どうする？

PART 03

トラブルに巻き込まれたら

ネットって
身近に危険が
あるんだね…。



トラブルに
あったときは
まず落ち着いてね！



トラブルはだれにでも起きる

プライバシーにかかわるトラブルは非常に多く、ネット上の相談窓口「違法・有害情報相談センター」(→P.61)に寄せられた相談の6割以上はプライバシーにかかわるものです。住所や電話番号、メールアドレスなどの個人情報や、自分の顔写真や動画などが、本人の望まないところで公開されてしまうという例はあとをたちません。悪意がなく友人・知人のプライバシーにかかわる情報を公開してしまう例も多いので、いつ、だれもがそうしたトラブルに巻き込まれてしまう可能性があります。

違法・有害情報相談センターに寄せられた「プライバシー侵害」の相談件数

令和3年度(総数6,329件)
プライバシー侵害 3,964件*
(※以下のいずれかに該当し、重複を除いた件数)
住所・電話番号・メールアドレスなど.... 2,252件
写真・映像など肖像権侵害..... 1,838件
過去の犯罪事実..... 655件
リベンジポルノ..... 100件
その他..... 337件

【リベンジポルノ】

元交際相手などが、別れた仕返しに相手の性的画像などを無断でネットに公開する行為のこと。

まずは大人に相談を！

では、実際にトラブルに巻き込まれてしまったら、どうしたらいいでしょうか？

基本的には、著作権侵害のトラブルに巻き込まれたときと同じで、①身近な大人に相談、②プライバシーの侵害をされている記事や投稿内容を保存、③削除依頼——という流れで対応することになります。

プライバシーにかかわるトラブルの場合、削除が行われないと、子どもでも深刻な被害を受ける可能性があります。たとえば、閲覧数の多いサイトに、自分と特定できる個人情報とともに誹謗中傷の書き込みがあったり、性的な画像が掲載されたりした場合などです。もし悪意のある人が、削除依頼に応じってくれないときは、「発信者情報開示請求」をつかって、書き込みをした人を特定することもできます。まずはあわてず、大人に相談するようにしましょう。



① 報告

まずは身近な大人(保護者や先生など)に相談する。

② 保存

プライバシーの侵害をしている記事や投稿内容を保存する。

※URLや日時がわかるようにデータを保存する

③ 削除依頼

投稿者やサイト管理者の連絡先を探し、削除依頼をする。

投稿者やサイト管理者と連絡がとれないときには、プロバイダの連絡先を探して、削除依頼をする。

💡 発信者情報開示請求とは？

ネット上では、多くの人が本名や住所を隠しています。「発信者情報開示請求」は、これらの情報を預かっている会社やサイト運営者に「発信者の情報を教えてほしい」と頼む手続きです。著作権の侵害や有害情報・誹謗中傷などの事実があり、その人の本名などがわからず特定する必要があるときに求められます。

監修 **遠藤 美季** (えんどう みき)

任意団体エンジェルズアイズ代表、情報教育アドバイザー、新宿区社会教育委員、公立中学校こころのふれあい相談員。保護者や子どもたちに向け、ネット依存予防やネットトラブルを避ける方法について、全国での講演やホームページでアドバイスしている。『本当に怖いスマホの話』(監修・金の星社)、『12歳までに身につけたい ネット・スマホルールの超きほん』(監修・朝日新聞出版) など、著書・監修多数。

<https://angels-eyes.com/>

法律監修 レイ法律事務所

デザイン 大澤 肇

漫画 杉谷エコ

イラスト 杉谷エコ、海星なび、林橋ゆゆ、と一え。、石川香絵、ロク

写真 ビクスタ

執筆 櫻井啓示

校正 白沢麻衣子

編集協力 株式会社サイドランチ

GIGAスクール時代のネットリテラシー③

ちよ さく けん

著作権とプライバシー

発行 2023年4月 第1刷

監修 遠藤美季

発行者 千葉 均

編集 大久保美希

発行所 株式会社ポプラ社

〒102-8519 東京都千代田区麹町4-2-6

ホームページ

www.poplar.co.jp (ポプラ社)

kodomottolab.poplar.co.jp (こどもっとラボ)

印刷・製本 図書印刷株式会社

●落丁・乱丁本はお取り替えいたします。

電話 (0120-666-553) または、ホームページ (www.poplar.co.jp) のお問い合わせ一覧よりご連絡ください。
※電話の受付時間は、月～金曜日10～17時です(祝日・休日は除く)

●本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。
本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても著作権法上認められておりません。

ISBN978-4-591-17653-5

N.D.C.021 63p 24cm

©POPLAR Publishing Co., Ltd. 2023 Printed in Japan
P7244003



あそびをもっと、まなびをもっと。

こどもっとラボ